

しろね訪問看護ステーション

指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団白美会が設置するしろね訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の立場にたった適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

（指定訪問看護の運営の方針）

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定訪問看護の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 6 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者・利用者の家族及び身元引受人等（以下「利用者等」という。）に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
 - 7 前6項のほか、「新潟市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年12月21日新潟市条例第88号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定介護予防訪問看護の運営の方針）

第3条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 6 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者等に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
- 7 前6項の他、「新潟市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」(平成24年12月21日新潟市条例第92号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 しろね訪問看護ステーション
- (2) 所在地 新潟市南区大通黄金4丁目14番地2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師1名（常勤・兼務）
管理者は所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師・看護師（准看護師）は常勤換算2.5名以上を配置する。
看護職員は主治医の指示に基づき訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）訪問看護に当たる。
- (3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士：実情に応じて必要数を配置する。
訪問看護に関わる在宅におけるリハビリテーションを担当する。
- (4) 事務職員：必要に応じて雇用し配置する。必要な事務作業を担当する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 緊急連絡：常時24時間、利用者等からの電話連絡による連絡体制を整備する。

(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供方法)

第7条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供方法は次のとおりとする。

- 1 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の開始については主治医の訪問看護指示書の交付を受ける。
- 2 事業所は、介護保険利用者にあつては居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書又は介護予防サービス計画書、利用者の希望、主治医の訪問看護指示書及び看護師・理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）のアセスメントに基づき訪問看護計画書を作成し、利用者等に交付同意を得て指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供する。

(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容)

第8条 事業所で行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当・適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者等への説明、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容は次の通りとする。
 - ① 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
 - ② 清潔の保持、食事及び排泄等療養生活の支援
 - ③ 床ずれの予防・処置
 - ④ 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
 - ⑤ ターミナルケア期の看護
 - ⑥ 認知症患者の看護
 - ⑦ 療養生活や介護方法の指導・相談
 - ⑧ カテーテル等の管理
 - ⑨ その他医師の指示による医療処置及び検査等の補助
 - ⑩ 日常生活用具の選択・使用方法の訓練
 - ⑪ 住宅改修の相談・指導

(利用料その他の費用の額)

第9条 事業所は、基本利用料として健康保険法又は高齢者医療確保法及び介護保険法に規定する額の支払いを利用者から受けるものとする。また利用者等に対し、費用の内容及び金額については重要事項説明書によって説明を行い、同意を得るものとする。

(1) 医療保険（健康保険法・高齢者医療確保法）

健康保険法又は高齢者医療確保法に基づく額を徴収する。

(2) 介護保険

利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年 2 月 10 日厚労告第 19 号)」(以下「算定基準」という。)及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日厚労告 127 号)」(以下「予防算定基準」という。)に定める基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

2 事業所は、基本利用料のほか指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供が次の各号に該当する時は、その他の利用料として、別途の額の支払いを利用者等から受けるものとする。

(1) 第 6 条 (1) (2) で定めた利用日及び利用時間外に訪問看護を行った場合 (医療保険利用者のみとする)

(2) 訪問看護を行った時間が、1 時間 30 分を超えた場合 (医療保険者のみとする)

(3) 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕と継続して行われる死後の処置料

(4) 保険対象外の利用者 (入院、入所中の外泊等) に訪問看護を行った場合

3 事業所は、実費負担の利用料として、訪問看護に必要な交通費等を利用者等から受け取るものとする。但し、介護保険を利用する利用者にかかる交通費については、次条に定める通常の業務の実施地域を超える場合に限る。(算定基準及び予防算定基準に 5 %を加算し徴収するものとする。)

4 事業所は、利用者等より基本利用料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書・領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の訪問看護実施地域は新潟市南区・西区 (黒埼地区)・江南区 (曾野木・両川) 地区とする。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 看護師等は指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び管理者に報告し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録し、その完結の日から 5 年間保存する。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、当該事業所従業者（以下「従業者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように、以下の措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための委員会を2か月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 感染症が発生・まん延した際には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年10月2日法律第114号第36条）に基づく医療措置協定に基づき対策を講じるものとする。

(苦情処理)

第13条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提出の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(秘密保持)

第14条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。

3 事業所は、サービス担当者会議等で利用者等の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により同意を得ておかなければならない。

(虐待防止のための措置の内容)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止をするため、以下に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、その結果に

- ついて従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を定める。
 - (3) 虐待防止に関する研修会を定期的に開催する。
 - (4) 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - (5) 虐待対応における個人情報取り扱いに十分配慮し、適切に支援を進める。

- 2 事業所はサービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

（身体拘束の適正化の内容）

第 16 条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を原則禁止する。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。
- 3 事業所は、身体拘束の適正化を図るために以下に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。
 - (1) その対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 身体拘束等の適正化に関する研修会を定期的に開催する。

（業務継続計画の策定）

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開をはかるための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 18 条 事業所は、社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上のために研究・研修の機会を設け、業務体制を整備するものとする。（採用時研修：採用後 3 ヶ月以内に実施。継続研修：年 4 回以上実施）

- 2 事業所は、従業者にその同居家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。

- 3 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護保険認定審査会意見の内容等）を確認するものとする。
- 4 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場内で行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動で業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するために必要な措置を講じるものとする。
- 5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行う看護師等は、当該看護の提供において常に社会人としての見識ある行動をし、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者等から提示を求められたときは、これを提示するものとする。
- 6 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は「医療法人社団 白美会」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 8 事業所は、オンライン資格確認により利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用するとともに情報を掲示し、利用者に対し質の高い医療の提供に努めるものとする。

(附則)

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

平成25年4月1日改定（第13条4項 苦情の内容等について変更）

平成26年10月1日改定（第6条 営業日及び営業時間の変更）

平成27年11月1日改定（第6条 営業日及び営業時間の変更）

令和5年6月1日改定（第14条 虐待防止のための措置の内容の追加）

令和7年3月1日改定（第12条 感染症の予防及びまん延防止の内容の追加）

（第16条 身体拘束の適正化の内容の追加）

（第17条 業務継続計画の策定の内容の追加）

（第18条4項 ハラスメント防止の内容の追加）

（第18条8項 DX情報活用の内容の追加）